貿易・投資

提出日:2005 年 8月24日 提出先:経済産業省

2005 年日米規制改革等イニシアティブに関する対米要望調査への当組合意見

2005年8月24日 日本機械輸出組合 通商・投資グループ

問題項目	規制・慣行・行政手続の概要	根拠法令等	企業活動上の問題点	改善要望内容	過去1年間の状況変化	影響度合	担当G
バード 修正条項	・徴収したダンピング防止税(AD税)を提訴者・提訴支持生産者に分配する「バード修正条項」は、WTO紛争処理パネルでWTO協定違反が裁定違たが表したいるが、既に協いて支持されているが、既に協いで支持されているが、既に撤廃されているにも拘らず、いまだ撤廃においてあらず、AD税の分配が実際にはAD税の賦課と米国内競合企業の競争力強化というダブルパンチに見舞われている。また、EUやカナダ、日本なの米国の主要貿易相手に対抗措置の発動	Dumping and Subsidy Act of 2000	・バード修正条項は、AD税の賦課による輸入阻止と米国内競合企業の競争力強化の効果があるため、AD措置の濫訴の恐れがある。また、日本や第三国による対抗措置の発動によって米国からの輸入貿易が縮小することに伴う間接的な影響が不透明である。	まれる。そのための立法措置と して、バード修正条項廃止法案 (H.R.1121)が盛り込まれた「米 国法に関する技術的修正と関税	法案(H.R.1121)、5月に熱延処理 鋼板 AD に関する WTO 勧告を履行 する法案(H.R. 2473)が下院に提 出され、現在これらの法案を「米	5	通商・ 投資 G
AD サンセット	を余儀なくさせ、保護貿易の負のスパイラルに陥らせることになる。さらに、WTO紛争処理メカニズムへの信頼を損ない、世界の自由貿易発展の基礎を掘り崩すおそれがある。 ・レビューの結果、継続の必要性が認められない限り、AD措置は原則5年でサンセットするよう AD協定に明記されているにもかかわらず、米国においてはWTO発足以降のサンセット・レビューの結果は、それ以前に比べて改善されたとはいえ依然として多くの AD措置が継続となっている。結果として米国の AD 処置の半数近くが 10 年を超え	・米国 AD 法 (サン セット条項)	・AD 措置のサンセットの見通しが立たず、また、AD 措置が長期にわたって継続されていることから、実際に AD 措置の対象となっている企業は勿論、米国でビジネスを行うわが国企業にとっても、調達計画等将来のオペレーションにとって不安定要因となっている。また、サンセット・レビューにおいて、多大な時間と費用と労力を伴う取組が要求されており関係企業に大きな	規、施行規則及び内規等の AD 協定整合性の確保。			通商・ 投資 G
再輸出規制	るという、競争条件がめまぐるしく変化している環境下では異常とも言える状況となっている。 ・日本が輸入した米国産品及び導入した米国技術を日本から再輸出する場合に、米国政府の許可を要するものがあり、作業負担が大きい。	・米国輸出管理法 /米国輸出管理	負担となっている。 ・安全保障貿易管理に係る社内コンプライアンス管理について、米国輸出管理法の改訂に対して随時対応を図る必要があり、コンプライアンス負担が大きい。特に今後通常兵器キャッチオール規制等あらたな輸出	ーストラリアグループ等わが国 は安全保障貿易管理に係る国際 レジームに参加国として、かか		5	部会・ 貿易業 務G

24 時間 ルール	国境保護局)による船積み24時間前カーゴマニフェスト提出規則。 - 米国向け及び米国経由でカナダ、中南米、南米向けの船積み貨物コンテナに関し、輸出港において船積24時間前までに、CBPの Automated Manifest System (AMS)へ、詳細な貨物情報を申告することを義務付けている。	Act of 2002" (AMS 24Hours Rule)	出元である米国企業の協力を必要とするが、米国企業の再輸出規制に対する問題意識が低く、十分な協力を得られていない。 ・出荷リードタイム増による流通在庫増等コストのアップ。 ・船会社では、コンテナ・ヤード搬入締切時間(CY Cut Time)を48時間倒していることにより、そのための流通在庫増となっている。2004年(暦年)の機械類の対米輸出額は11兆2110億円。リードタイム48時間(2日)の延伸により、約614億円の流通在庫積み増しとなる。・出荷リードタ仏増による工数等コストのアップ。・航空便の発注増、安全在庫積み増しによるスペース不足仮に港ヤードがオーバーフローした場合、別の場所に移動して保管することになった場合、日本自動車業界で年間1330万キルのコスト増・事前申告の事務処理等コスト増・するフェスト申告手数料として18/Lあたり25ドル船社から請求される。	から、米国の再輸出規則の適用 を不要としてもらいたい。 ・米国の輸出者が輸出時に海外の 輸入者に対して ECCN 情報を 供することを義務付ける。 は、再輸出者は米国再輸出規 の遵守義務を免除する。 ・C-TPAT に参加し、米当局の信頼を得ている企業を適用除外と する。 ・カーゴ積24時間前ではなく、米国 を等他の輸送モード同様、米国 到着前とする。	・特に目立つ変化は無し。	4	部貿務G・業
コンテナ 賦 課 (TMF)	・米国西海岸ロスアンゼルス港とロング ビーチ港において、2005 年 7 月 23 日 から「Pier PASS-Offpeak Program」と いう港湾の混雑緩和と付近環境保護を 名目とする 24 時間のコンテナ搬出入 オペレーションとその人件費等をカバーするための賦課金制度(Traffic Mitigation Fee)が新規に導入され、 コンサイニー等輸入業者に対して、ピーク時間(午前 3 時から午後 6 時)の コンテナ搬入には、40 フィートあたり \$80、20 フィートあたり\$40 の課金の支 払い負担が新たに生じている。	業者 13 社よりなる Pier-PASS Inc. による自発的プログラムのため、法令に基づくものではない。	ィートあたり\$40 の課金があるため、コスト 負担増となっている。コンサイニーがかかる コストを負担する場合、販売価格に転嫁する ことが困難であるため一方的な物流コスト	れる。 ・撤廃ができない場合、TMFを	れた制度であるため、状況変化は 無し。	3	通商· 投資 G

先発明	・世界の中で米国のみが採用している米	・米国特許法	・先発明主義の下での米国特許制度の問題点	・米国特許法改正法案最終案に、	・米国特許法改正法案ドラフトが	5	通商・
主義	国特許法における先発明主義	(35USC)	として、特許の質の低下、特許訴訟の煩雑				投資G
			さ、訴訟費用の高額化、ペーパー特許によ	場合は優先権出願日)の前に特	会 裁判所・インターネット・知		
			り大企業から巨額の和解費用を得る特許				
			ストーカーの存在により適正な経済活動		Committee Subcommittee on		
			を妨げられる可能性がある、ことがあげら	あるいは公知になっていた時に			
			れる。	は特許が許可されないことにな	Intellectual Property)におい		
				ると明記され、発明日は一切考	て公表され、審議されており、現		
				慮の対象になっていない、いわ	段階ではH.R.2795(7月26日案)		
				ゆる先願主義への移行が規定さ	が最終案となっているが、同最終		
				れていることを高く評価する。	案に先願主義への移行が明記さ		
				上院、下院でのヒアリングで	れている。		
				は、政・官界、大学、大企業、			
				小企業、AIPLA の証言が求めら			
				れたが、先願主義への移行につ			
				いて反対意見はあまりなく、か			
				なりの真実性、可能性があると			
				伝えられている。			
				現在日米欧の特許庁において			
				サーチ・審査結果の相互利用に			
				向けた検討が進められているこ			
				と、また WIPO 特許法常設委員会			
				でも特許制度調和に向けての検			
				討が行われる等、国際的なハーモナ			
				イゼーションの観点からも先願主義			
				への移行を盛り込んだ同法案の			
				成立を確実に、早急に推進して			
				いただくことを要望する。			
インター	・米国特許法において先発明主義が採用		・発明者の出現で事後的に特許権者の地位が		・米国特許制度を先願主義に変える	4	通商・
フェアレ	されていることにより、二以上のもの	(35USC)	覆されることがあり得る点で確実性、予見		米国特許法改正法案ドラフトが、本		投資G
ンス	が別々に発明を行って各々出願した場		性がないこと		年 4 月より米国議会下院法務委員		
	合、誰が最先の発明者であるかを決定			· ·	会 裁判所・インターネット・知的		
	するインターフェアレンス(抵触審査)		るとともに多大の費用がかかること		財産小委員会(House Judiciary		
			又は特許に含まれた技術情報が漏洩する危		·		
			険性等の問題がある。また、複数の発明者が	する。	Intellectual Property) において		
			独立に同一の発明を行い、かつ、前記発明者		公表され審議されており、現段階で		
			のうちの複数に特許が与えられた場合(ダブ		はH.R.2795 (7月26日案)が最終		
			ル・パテント)には、第三者はダブル・パテ		案となっているが、9月5日以降に		
			ントを自ら解消する手段を持たないため、各		同知財小委員会が同最終案(更なる		
			権利者へ重複して特許権使用料を支払い続		若干の修正あり)を正式 H.R.2795		
			ける必要が生じるという意味で、不当な不利		として議会に提出するか否かを決		
			益を被る可能性がある。		定することになっている。		

特許再審	・米国は特許権成立後に権利の有効性を	・米国特許法	・現行の再審査制度は査定系再審査と当事者	・上記のような無効請求がしにく	・米国特許法改正法案ドラフトが	4	通商・
查制度 /	再検討する制度として再審査制度を設	(35USC)	系再審査に分かれているが、査定系再審査			-	投資G
異議申立	けているが、現行の再審査制度は査定		制度では基本的に特許権者と特許商標庁	特許付与後異議申立制度が特許	会 裁判所・インターネット・知		
制度	系再審査と当事者系再審査のいずれも		の間で手続が実施されるため第三者は文	法改正法案最終案に盛り込まれ	的財産小委員会(House Judiciary		
	特許権者に有利で、第三者が特許の無		献を提出する以外にはこの手続に関与で	ている。同制度は特許権者と第	Committee Subcommittee on		
	効を求める手続としては利用しにくい		きない。当時者系再審査制度では第三者に	三者が争う当事者対立構造にな	Courts, the Internet and		
	内容となっている。		よる再審査請求の理由が先行技術文献の	っており、第三者が利用しやす	Intellectual Property)におい		
			存在を理由とするものに限られている。	い制度になっている。同制度の	て公表され、審議されており、現		
				採用により訴訟前に係争を解決	段階ではH.R.2795(7月26日案)		
				でき余分な訴訟を減少させるこ	が最終案となっているが、同最終		
				とが期待できる。同制度を法案	案に特許付与後異議申立制度が		
				に確実に盛り込み成立させてい	盛り込まれている(同最終案では		
				ただくことを要望する。	特許登録後の異議申立て期間と		
					して登録後9ヶ月となっている)。		
					9月5日以降に同知財小委員会が		
					同最終案(更なる若干の修正あ		
					り)を正式H.R.2795 として議会に		
					提出するか否かを決定すること		
					になっている。		
	・米国特許法では、第 119 条の規定によ	・米国特許法	・日本や欧州などにおいては、外国出願を優		・状況の変化はない	3	通商・
ドクリト	り、パリ条約第4条の優先権制度を導	(35USC)	先基礎とする国内出願は、最先の第一国出				投資G
ン	入している。すなわち、外国における		願日まで遡及して、かつ明細書の記載事項				
	最先の出願日(再先の第一国出願日)		全体が後願排除効力を有するのに対して、	出願日まで遡及して第三者の後			
	から 12 か月以内になされた米国特許		米国においては同様の待遇が保証されて				
	出願は、前記最先の外国出願日になさ		いないことは不平等である。	改善を要求する。			
	れた米国出願と同一の効力を有すると						
	される。						
	しかしながら、米国の判例・実務にお						
	いては、判例により確立された法理「ヒ						
	ルマー・ドクトリン」に基づき、前記						
	効力のうち、明細書記載事項が先行技						
	術として第三者による後願を排除でき						
	る効力の発生日は、最先の第一国出願						
	日までは遡及せず米国出願日までしか						
	遡及しないとされている。						
	さらに米国を第一国とする出願は、第						
	三者の後願に対して特許法 102 条(e)						
	と 102 条(g)の排除効力を有するが、外						
	国出願を優先基礎とする米国出願につ						
	いては、優先期間内の後願を排除する						
	効力は 102 条(g)のものしか持ち得な						
	l I _o						

単一性	・一つの出願に二以上の別の発明が含ま	・米国特許法	・複数国へ出願する出願人が、単一性要件に	・単一性の要件を緩和することを	・状況の変化はない。	3	通商・
要件	れている場合、審査官は発明の単一性		ついて米国特有の基準に合わせた出願準		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		投資G
	(一つの出願には独立した発明が一つ		備(特許請求の範囲の検討)を行うことは、	-			
	だけ含まれる)を維持するために、特		実務的に困難である。				
	許請求の範囲の記載内容を部分的に選		分割要求を受けて選択クレームを決定				
	択して出願を分割するよう要求を出		すると、選択されなかったクレームは審査				
	す。		の対象から外されるので、非選択クレーム				
	米国の単一性の判断基準は特許協力		を維持したい場合には、原出願の特許発行				
	条約 (PCT) の規定よりも厳しく、PCT		前に分割出願する必要がある。分割出願を				
	経由の米国出願では単一性要件を満た		行うことは出願人に再度の手間と出費を				
	すと認められるものであっても、工業		強いることとなり、大きな負担増加であ				
	所有権の保護に関するパリ条約に基づ		る。				
	く優先権を主張して出願すると単一性		また、他国において単一性を認められる				
	違反と判断される場合がある。		発明が、米国内において複数の出願として				
			存在することは、出願を管理する出願人あ				
			るいは特許を維持する特許権者にとって、				
			また特許権への抵触を回避するために特				
			許を監視する第三者にとっても負担とな				
			る。				
州環境	・バーモント州の水銀含有製品ラベル表	•	・ひとつの州の水銀規制に対応するためのラ			3	環境・
規制		•	ベルが、全米(他州)で販売されている対				安全G
	貼付)をはじめとし、各州が独自に水			してほしい。	している。		
	銀法規制(水銀含有製品の事前報告、	の水銀規制)	・独自のリサイクル法が各州で制定される				
	販売した製品中の水銀含有量合計報		と、各州で個別の対応をおこなうのは不可				
	告、水銀含有製品販売禁止、等)を制		能である。				
	定している。	Waste Recycling					
	・カリフォルニア州(リサイクル費用徴						
	収、対象製品へのラベル貼付、販売量						
	や禁止物質の含有量有無等の報告な	-					
	ど)とメイン州(対象製品へのラベル 貼付、リサイクル実施計画提出、販売						
	知刊、リリイクル美旭計画提出、販売 量と回収量等の報告など)でリサイク	Recycling Law,					
	重と回収重等の報告など)でリリイク ル法が成立し、また各州で法案が提出	38 M.R.S.A.1609					
	ル法が成立し、よた音列で法案が提出 されている。	- 30 M.R.S.A.1609 (メイン州のリ					
	C10C0100	サイクル法)					
1	i	7 1 7 1014 1	1				